

# 住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことがあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

桜川市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

申請代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

所在地	桜川市
家屋番号	
建築年月日 (イ) (a) (c) (e) 又は (ロ) の場合記入	年 月 日
取得年月日 (イ) (b) (d) (f) 又は (ロ) の場合記入	年 月 日
取得原因 移転登記の場合に記入	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住 (2) の場合は申立書が必要	(1) 入居済 (2) 入居予定
構造	
床面積	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ) (a) の場合に記入	
売買価格 (ロ) (a) の場合に記入	

1 提示書類(下記書類のほか、市長が必要と認める書類)

		確認済証 及び 検査済証	登記事項 証明書	登記完了証	登記済証	売買契約書 等	家屋未使用 証明書
所有権保存登記	新築家屋	上記書類のいずれか一つ					
	建築後使用された ことのない家屋	上記書類のいずれか一つ				○	○
	特定認定 長期優良住宅	上記書類のほか、申請書の副本及び認定通知書の写し					
	認定低炭素住宅	上記書類のほか、申請書の副本及び認定通知書の写し					
所有権移転登記	建築後使用された ことのない家屋		○			○	○
	特定認定 長期優良住宅	上記書類のほか、申請書の副本及び認定通知書の写し					
	認定低炭素住宅	上記書類のほか、申請書の副本及び認定通知書の写し					
	建築後使用された ことのある家屋		○			○	
	建築後使用された ことのある家屋で 特定の増改築等が されたもの	上記書類のほか ・増改築等工事証明書 ・保険付保証書(租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に該 当する工事の場合)					

2 { }内は、(イ)または(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を選択した場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ)を選択した場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

3 「建築年月日」の欄は、登記の原因の日を記載して下さい。

4 「取得年月日」の欄は、(イ)(a)、(c)又は(e)を選択した場合は記入する必要はありません。

5 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んで下さい。なお、(2)を選択した場合は**入居予定申立書**を添付して下さい。

6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んで下さい。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記事項証明書に記載された構造が、石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれかであるときは、(1)を選択して下さい。

7 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合のみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載してください。

8 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載してください。

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条	特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外
		(a) 新築されたもの
	(b) 建築後使用されたことのないもの	
	特定認定長期優良住宅	
	(c) 新築されたもの	
	(d) 建築後使用されたことのないもの	
	認定低炭素住宅	
	(e) 新築されたもの	
	(f) 建築後使用されたことのないもの	
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)	
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの		
(b) (a)以外		

の規定に基づき、下記の家屋 ( 年 月 日 ) { (ハ) 新築 } がこの規定に  
{ (ニ) 取得 } 該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

茨城県桜川市長 大塚 秀喜